

議案第26号 小松島市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

小松島市勤労青少年ホーム条例(昭和57年小松島市条例第7号)新旧対照表

現行							改正後(案)							備考		
別表(第5条関係)							別表(第5条関係)							改正		
室名	区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	正午～午後9時	全日	室名	区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時		正午～午後9時	全日
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円		円	円
小集会室		530	950	1,050	1,470	2,000	2,520	小集会室		580	1,050	1,160	1,630		2,200	2,780
料理講習室		840	1,470	1,680	2,310	3,150	3,990	料理講習室		920	1,620	1,850	2,540		3,470	4,390
講習室		630	1,050	1,050	1,680	2,100	2,730	講習室		690	1,160	1,160	1,850		2,310	3,000
大集会室		1,050	1,580	2,630	2,630	4,200	5,250	3階集会室		920	1,620	1,850	2,540		3,470	4,390
								大集会室		1,160	1,740	2,890	2,890	4,630	5,790	
備考 水道及びガスを使用する場合又は電気を多量に消費する機械器具等を使用する場合は、別に実費を徴収する。							備考 水道及びガスを使用する場合又は電気を多量に消費する機械器具等を使用する場合は、別に実費を徴収する。									